

令和7年（再イ）第16号

島根県出雲市斐川町上直江2525番地2 マイレ1ー202

再生債務者 長野 雅和

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年4月24日 松江地方裁判所出雲支部

令和7年（再イ）第18号

島根県出雲市大社町中荒木286番地

再生債務者 曾田 真里

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年4月24日 松江地方裁判所出雲支部

令和7年（再イ）第38号

高知市秦南町1丁目5番46号 コーポ西村Dー2

再生債務者 楠瀬 健朗

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年4月24日 高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第28号

島根県松江市長海町353番地

再生債務者 能海 慎司

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年4月24日 松江地方裁判所民事部

弁理士登録公告

令和8年4月22日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登 録

月 日	登録番号	氏 名
4月22日	23963	松田 陵
4月22日	23964	上野 仁希
4月22日	23965	豊島 伸介

4月22日	23966	廣田 吉洋
4月22日	23967	横田 康介
4月22日	23968	高村 憲司
4月22日	23969	笠石 航
4月22日	23970	山本 佳祐
4月22日	23971	岡 裕之
4月22日	23972	土井 隆広
4月22日	23973	川上 昌俊
4月22日	23974	板井 貴志
4月22日	23975	竹村 孝太
4月22日	23976	岩本 尚也
4月22日	23977	戸河里勇樹
4月22日	23978	鈴木 香菜
4月22日	23979	岩本 啓志
4月22日	23980	伊藤 成紀
4月22日	23981	新井 慶太
4月22日	23982	安藤 蒼太
登録抹消		
年月日	登録番号	氏 名 事 由
令和7年7月25日	10284	葛和 清司 死亡抹消
令和8年3月27日	14062	酒井 仁郎 死亡抹消
令和8年3月31日	17518	小瀬川征志 申請抹消
令和8年3月31日	18393	志摩 健二 申請抹消
令和8年3月31日	23476	吉田 幸広 申請抹消
令和8年5月13日 日本弁理士会		
行旅死亡人		
本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代から60歳代の男性、身長170cm、体格普通、上衣なし、下衣紺色ジーンズ、茶色ベルト、灰色股引、カーキ色下着、髪型不明、所持品なし		
上記の者は、令和7年12月18日午前10時20分頃青森県上北郡おいらせ町一川目四丁目6ー10にあるおいらせ町立甲洋小学校から北東に約600メートル地点の百石海岸沿いにうつ伏せで打ち上っている状態で発見され、死亡日は発見日から数週から1ヶ月前後と推定、死亡場所不明、死因は溺死の疑い。身元不明のため火葬に付し、遺骨はおいらせ町営霊園無縁仏供養塔に保管してあります。心当たりのある方は、当町介護福祉課まで申し出てください。		
令和8年5月13日 青森県 おいらせ町長 成田 光寿		

公 示 送 達	
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条の規定に基づき、次のとおり公示送達する。	
令和8年5月13日 船橋市長 松戸 徹 記	
1 審査請求人の住所及び氏名	住所 千葉県船橋市芝山2ー5ー12ー803
氏名	中村 康彦
2 送達を受けるべき者の住所及び氏名	住所 フィリピン共和国
審査請求人	地位承継人 レイエスレブラン、ニルダ
審査請求人	地位承継人 中村 健一
3 公示事項	令和6年7月25日に審査請求人 中村 康彦が提起した処分庁の処分についての審査請求に対し、審査庁は令和8年3月10日に裁決を行った。裁決書の謄本は、審査庁である船橋市役所総務法制課で保管し、いつでもその送達を受けるべき者にこれを交付するから、審査請求人地位承継人は出頭の上、受領されたい。
会社その他の公告	
解散公告	
当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。	
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年五月十三日 株式会社木村組 代表清算人 木村 幸一	
解散公告	
当社は、令和八年三月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。	
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年五月十三日 仙台市青葉区本町一丁目七番一号 今別ウィンドファーム合同会社 清算人 東北電力株式会社 職務執行者 佐藤 孝行	

解散公告	
当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。	
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年五月十三日 宮城県名取市相互台一丁目七番地の1 有限会社加藤 清算人 加藤 幸次	
解散公告	
当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。	
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年五月十三日 秋田県大館市東六丁目五番八ー11号カーサフルシエンテェー〇11号室 株式会社真弓商事 代表清算人 佐藤 智宏	
解散公告	
当法人は、令和七年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。	
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年五月十三日 山形県酒田市中町二丁目四番五号 一般社団法人ナカマチウホ 代表清算人 齋藤健太郎	
解散公告	
当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。	
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。	
令和八年五月十三日 群馬県前橋市上細井町二二ー一番地四 株式会社キング前橋 代表清算人 永井 正治	